

## 第2回意見交換会のポイント整理

資料No. 1

		市民会議代表者会の主な意見		特別委員会の主な意見	
市議会の 責務	(考え方)	・市民会議の思いは、市民フォーラムの際の素案(案)にまとめたとおりである。	=	・概ね市民会議のタタキ台と同じ考えである。	
	政策立案、 立法機能			・「監視機能だけでなく、政策立案機能、立法機能を発揮する」という点を加えてほしい。当たり前のことではあるが、議会として強調していきたい。	
	議会の責務と 議員の責務				・議員の責務は、議会の責務を忠実に実行することである。
					・それぞれの議員は立場が違っており、考え方も違っている。それらを市民に明確に示していくべきである。
					以下、各会派の意見
			・議員の責務については市民会議でも早い段階から議論してきている。信託している市民からみれば当たり前のことであるということから、わざわざ自治基本条例に規定するものではない。	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は市民の代表であり、議会は機関であることから、それぞれの役割と責務は違うものであり、議員と議会は分けて記載していくべきである。</li> <li>・市民に直接責任を負っているのは、議会ではなく議員である。議会そのものに人格があるわけではなく、選挙の洗礼を受けて就任している議員が直接の責任を負う。</li> <li>・議員の合議体として一つの結論を出すのが議会であり、議会と議員は市民との関係で全く違うものである。</li> <li>・議員個々の集合体であり、機関の一つである議会の責務だけでは、地方分権がさらに進んでいくこの先の時代においては前に進んでいかない。これからの時代の中では、合議体であり集合体であり機関である議会よりも、議員個々の責務の明確化や倫理観を高めるための位置付けをしていくほうが、自治基本条例を高めていく。従来のパターンをそのまま引きずってはならない。</li> <li>・議員は、合併前の町村ではどちらかという出身地区の代表であったが、合併後は市全体を公平な目でみて判断する資質、能力が必要であり、その意味からも議会と議員は分けて規定すべきである。</li> </ul>
		・市民からみれば、議会も議員も一体のものという認識があり、議会と議員を分けて規定すると、市民にわかりづらい条例になってしまう。	→	・市民が議会と議員を一体にみているというのはわからないでもないが、それはやはり議員をみているのだと思う。	
倫理条例等	・議員の責務については、今後倫理条例や議会基本条例などで規定していったらどうか。	→	・倫理条例や議会基本条例を混同させてしまうと、ただ首を絞めるだけになってしまう。基本は自治基本条例であり、倫理条例や議会基本条例の話は今は切り離して考えるべきである。		
品位と品格	・むしろ、そのような品位を有している議員を選挙で選ばなければならない、として、逆に市民の責務として規定すべきである。	←	・議員の品位と議会の品格保持に努めることを、別の条例等を設けて規定していくべきである。		
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会の権限」という項目を入れるべきである。</li> <li>・「権利」と「責務」、あるいは「権限」と「責務」は表裏の関係であり、対で規定されるべきである。</li> <li>・議会は議員で構成する機関であり、市長は執行機関であることから、市民は「権利」であり、議会、市長は「権限」である。</li> <li>・よって、市民にも「責務」の規定は必要である。</li> <li>・市民の「権利」と「責務」、議会の「権限」と「責務」、市長の「権限」と「責務」というように、それぞれ対になって規定されるべきである。</li> </ul>		

		市民会議代表者会の主な意見		特別委員会の主な意見		
自治基本 条例の 最高規範性、 改正手続	最高規範性		・市民会議の思いは、市民フォーラムの際の素案（案）にまとめたとおりである。	=	・概ね市民会議のタタキ台と同じ考えである。 ・「法令の解釈や運用にあたっては本条例の主旨に基づくこと」を加えてほしい。	
	(その他)	条例名称				以下、各会派の意見
		既存の条例との整合				・最高規範に相応しい条例名称が必要である。 例：「上越市自治憲法」、「上越市自治憲章」
		体系化、結晶化				・最高規範性は、言葉や文字ではなく、実行である。制定後速やかに既存の条例や規則を徹底的に見直すことが、本当の最高規範性になる。 ・これまでに制定したまちづくりに関する条例について、今までこれらをつくり上げてきた精神をしっかりと踏まえながら、自治基本条例に体系化、結晶化していくべきである。
	(考え方)			・改正や廃止については、ハードルを高くして、簡単に改正ができない方向にしたい。	→	・全く逆の考えであり、変えなければいけないときにはいつでも変えられるようにすべきである。 ・制定、改正については市民の意見を尊重する、ということについては、市民会議と同じ考えである。
				・タタキ台は、あくまでここで考えられる手法の一つであり、代表者会でもかなりの議論を行っているが、まだ方向性は見出していない。民主主義の観点でいえば、時代が変わっても改正できなくなってしまうような厳しい規定で本当によいのか、という議論がある。 ・改正にあたっては慎重であるべきであるが、その慎重というのは、ハードルではなくてシステムのほうがよいのではないか、という意見もある。		
				・改正や廃止については、例えば首長が交代したときにすぐに改正や廃止がされてしまうという危惧を考慮すると、ある程度ストッパーは設けておく必要がある。 ・しかし、全てを住民投票で行う必要はないと思う。 ・改正にあたっては、市民による検討委員会等を設け、その中で十分に議論をしたうえで改正を行うべきである。		
		見直し規定				会派の意見 ・見直し規定があるから改正するというのではなく、一定の年数をみて、市内外の環境をみながら、改めて条例を見直し、その結果、このままでよければこのままでよい、ということである。
	改正手続 (制定手続)					以下、各会派の意見
					・制定、改正にあたっては、特別多数議決と市民投票を組み合わせるものにすべきである。 ・特別多数議決と市民投票の順序については結論を見出していないが、当面する時期的な問題を踏まえて、慎重に検討すべきである。	
					・特別多数決の案件は法律で定められており、この改正については通常の過半数議決でよい。	
					・改正にあたっては、十分に検討できる時間、あるいは市民の意見を聴く検討委員会等を立ち上げて慎重に検討し、多くの市民の賛同を得たうえで提案することにして、議決は過半数議決でよい。	
住民投票、 特別多数議決			・市民フォーラムの際の素案（案）では、「時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正できることが重要である」、「改正手続の仕方を明確にしておく必要がある」とあり、これには同感であったが、タタキ台ではかなりハードルの高いものになっており、それだと同感はできない。			
			・ハードルを高くする必要はない。あまり高いと、世の中の動きの実態と合わなくなる恐れがある。			
			・住民自治が基本だということを定着させていく面で、タタキ台の住民の意見をまずはしっかりと整理をする意味で、まず住民投票にかけ、そこで過半数を得たものについて市長が議会に提案できる、という部分はよいと思う。これだけでも最高規範性の意味が相当高まる。 ・しかし、さらに特別多数議決をかけるというのはどうか。特別多数議決の意味合いも当然あるわけであるが、住民投票にもっとウェイトを置き、住民投票で過半数をクリアしたのであれば、次の段階の議会ですれ以上のものをかけるのは厳しいものになる。 ・逆に住民投票がないのであれば、特別多数決を導入していくべきであり、2つともかけるのは疑問である。			
	審議会等の 位置付け		・そのとおりであり、今の行政の問題点として、各種審議会などは、本当の市民の声の反映に全くなっておらず、つくられた審議会である。このままの延長線上では全くの無駄であり、そういうものではない、何か新しいものをつくっていくべきである。	←	・基本的には、市民の意思をはっきりと確認するということで、住民投票による改正手続が一番よいが、それができないとするならば、やはりより多くの市民の皆さんと改正の内容について議論を交わして、理解を深めるという努力が大事である。 ・各種審議会や市民会議については、対住民との関係の中で全く位置付けになっていない。市民からみて全く責任のない組織をつくって、そこの賛成を得たから改正するというのでは、自治基本条例に全く逆行してしまう。	
(廃止手続)					・廃止については規定する必要はない。	